



インターネット店 アドレス
<http://www.towa-inc.net/>



株式会社 トーワ
インターネット店

TEL 0120-100-163 携帯からは 0721-98-1317
フレッツTV電話 (NTT西日本) No. 394001984
メール mail@towa-inc.net

無線局免許 について

H20/10/8 現在

免許申請

- *無線機を使用するには免許申請が必要です。
- *免許を受けずに使用した場合は、電波法違反となります。
- *免許申請は定められた様式の免許申請書を総合通信局(旧電気通信監理局)へ提出することにより、審査後、免許されます。
- *免許申請は、委任状に捺印いただければ当方で代行いたします。
- *増設・機種変更・廃止・住所変更・合併による承継等もその都度申請・届出が必要です。

個人でもOK?

- *法人(株式会社・宗教法人・学校法人など)・・・法人名義で免許されます。
- *個人(個人事業者)・・・個人名義(代表者)で免許されます。
- *任意団体(消防団・PTA・町内会など)・・・個人名義(代表者)で免許されます。

資格について

- *簡易無線(ハンディトーカーを含む)・・・不要
- *一般業務用無線・・・数名必要です。
第三級陸上特殊無線技士など(アマチュア無線の資格は使えません)

電波利用料(税)

- *免許を受けると、電波利用料のお支払が必要です。
- *無線機1台に対して¥400(年1回)簡易無線局・陸上移動局
- *総務省総合通信局より振込用紙が免許人へ郵送されます。(初回は免許日から1ヶ月以内)
- *電波利用料は違法電波監視などの目的に使用されます。

免許の有効期限

- *簡易無線/ハンディトーカー・・・免許日より5年間
- *一般業務用無線・・・5年目の5月31日

免許の更新(再免許)

- *更新は免許有効期限の6ヶ月前から3ヶ月までの間に行う必要があります。
- *弊社ではの免許有効期限をデータベース化しておりますので、7ヶ月前には更新のご案内をさせていただきます。(免許申請を委任していただいたお客様のみ)

免許申請の委任

申請を弊社に委任される場合

- 委任状に記入・捺印いただきます。
- 弊社が代理人として申請を行い、免許後に免許状をお届けさせていただきます。
- 委任状の用紙はお送りいたします。
- 5年後の免許更新(再免許)時期には、事前に案内させていただきます。

申請を弊社に委任されない場合(基本的にはお受けできません。)

- お客様ご自身で地方総合通信局へ免許申請願います。
- 申請手数料として収入印紙が必要です。(国の機関を除く)
 - 出力1W・・・1台につき ¥3,550分の印紙(新設・増設)
 - 出力1Wを超え5Wまで・・・1台につき ¥4,250分の印紙(新設・増設)
- 5年後の免許更新(再免許)をお忘れにならないようご注意ください。
- 免許状及び、申請書の写しをFAXにて弊社まで送付ください。無い場合は保証期間が消滅します。